

この冊子では、災害に関して、よくあるご質問とその回答をご紹介します。

Q1 災害により住宅が被害を受けた場合、住宅の再建・補修のための援助制度には、どのようなものがありますか？

以下の制度があります。

なお、自治体によっては利用できない制度もありますので、制度の利用の可否や支援金額など、詳しくは各自治体にお問い合わせください。

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援制度

一定規模以上の災害により、住宅が全壊や大規模半壊など、生活基盤に著しい被害を受けた世帯について、居宅被害の程度に応じて支給される**基礎支援金**と、住宅再建方法に応じて支給される**加算支援金**の、最大 300 万円の支援金が支給される制度です（金額は次のとおり。ただし、単身世帯の場合は4分の3となります）。

<基礎支援金>

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
基礎支援金	100万円	100万円	100万円	50万円

<加算支援金>

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
加算支援金	200万円	100万円	50万円

○基礎支援金の支給には、「**罹災証明書(り災証明書)**」が必要となります。加算支援金の支給には、再建方法がわかる資料が必要となります。

○基礎支援金の申請期間は災害発生日から 13 か月間、加算支援金の申請期間は同じく 37 か月間となりますので注意しましょう。申請窓口は市

町村となります。

○住宅の居住者が対象ですので、賃貸住宅の場合は、貸主ではなく借主世帯に支援金が支給されます。

○被災状況により、この制度を利用できる自治体と利用できない自治体があります。また、自治体によっては、被災者生活再建支援制度に上乗せして、再建支援事業を実施している場合がありますので、各自治体にお問い合わせください。

(2) 災害救助法に基づく応急修理制度

○住宅が半壊または半壊に準ずる程度に損傷（準半壊）したものの、自ら修理する資力のない世帯について、修理をすれば仮設住宅等に入居せずに済むと見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行う制度です。

○なお、この制度を利用した場合には、仮設住宅等への入居を断られる場合もありますので、注意が必要です。

○利用条件、申請方法、申請期間等は市町村にお問い合わせください。

(3) 自治体による融資制度

自治体によっては、災害時に住宅再建支援のための融資等を行っていますので、都道府県または市町村にお問い合わせください。

(4) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度

○住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度は、災害により被害を受けた住宅の所有者または当該住宅に住んでいた方で、地方公共団体から「**罹災証明書(り災証明書)**」を交付されている方が、住宅を建設、購入または補修される場合に、資金の融資が受けられる制度です。

○建設・購入の場合、住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「**罹災証明書(り災証明書)**」が必要なほか、融資条件や対象要件があります。

○融資申込みは、お近くの災害復興住宅融資取扱

金融機関の窓口、または、郵送により住宅金融支援機構郵送申込係に行うこととなります。

○詳しくは、災害復興住宅融資取扱金融機関あるいは住宅金融支援機構にお問い合わせください。

(5) 上記のような支援制度ではありませんが、住宅ローン等の債務を減免しうる制度として、「**自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン**」があります。

○「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、生活再建資金を手元に残した上で、債務の大幅な減額や免除が認められる可能性があります。この手続は、もっとも多額のローンを借りている金融機関に手続着手を申し出て、金融機関からの手続を進めることの同意を得ることによって、開始します。

○詳しくは、利用の可否を含め最寄りの弁護士会にお問い合わせください。

なお、借入先が銀行の場合には、全国銀行協会相談室(0570-017109 または 03-5252-3772、平日 9:00~17:00)へお問い合わせいただくこともできます。

Q2 災害で避難生活をしていたため、家賃を1か月分滞納してしまいました。貸主から賃貸借契約を解除されることはありますか？

一般的には、1か月分の賃料不払を理由に賃貸借契約が解除されることはないと考えられますが、具体的な状況にもよりますので、弁護士・司法書士などの専門家に相談するとよいでしょう。

○災害の影響で避難生活をしていたとしても、賃料の支払義務がなくなることはありません。

○賃貸借契約は、信頼関係に基づく継続的な契約のため、解除するには、賃料不払等の債務不履行により、貸主と借主の**信頼関係が破壊された**といえる場合でなければなりません。信頼関係が破壊されたといえるかどうかは、それま

での経緯等を含め総合的に判断されるので、一概にはいえません。

Q3 災害の影響で住宅ローンの支払が苦しくなりました。どうしたらよいのでしょうか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」[Q1(5)参照]に基づき、生活再建の資金を残した上で、住宅ローンなどの**債務の減免**を受けられる可能性があります。

まずは最寄りの弁護士会に相談してください。

○住宅ローンなどの債務の支払ができなくなった場合、**破産**や**個人再生**といった法的な手続をとることにより、債務を整理することができます。破産は、税金以外の債務支払を免れる手続ですが、自宅や車も手放さなければならないことが一般的です。個人再生は負債総額を減額して分割返済する手続ですが、住宅と住宅ローンを残したうえで、その他の負債を減額する手続を利用することができます。

○ガイドラインにおいて債務が免除された場合と、破産を申し立てて免責が認められた場合の違いは、

- (1) 手元に残せる財産の枠（ガイドラインの場合、通常の破産手続より多くの財産を手元に残せる可能性があります）
 - (2) 信用情報登録機関への登録（ガイドラインの場合、信用情報登録機関に登録されませんので、住宅再建・生活再建のための新たな借入れをすることができます）
 - (3) 保証人への請求（ガイドラインの場合、原則として、保証人に請求されません）
- などです。

Q4 災害で隣の土地の擁壁が損傷しました。いつ擁壁が崩壊し地盤が崩落してくるか心配です。どうしたらよいのでしょうか？

所有権に基づく**妨害予防請求**により、隣地所有

者に対し、地盤が崩落する危険を防止するための措置を求めることができるものと思われます。

詳しくは、弁護士・司法書士などの専門家に相談することをおすすめします。

○他人の所有物ですので、無断で工事などをした場合には、不法行為に基づく損害賠償請求などの責任を追求されるおそれがありますので、注意が必要です。

Q5 災害で土砂が流れ込んで自宅の塀が倒れ、隣家の車を傷つけてしまいました。車の修繕費を支払う義務はありますか？

生じた損害（修繕費など）を賠償する責任を負うかどうかは、個々の事情によって判断が異なります。

詳しくは、弁護士・司法書士などの専門家に相談してください。

○塀は、土地の工作物として、**工作物責任**（民法717条）という民法上の特別の責任の対象となります。

○工作物責任とは、土地の工作物（塀、屋根瓦、看板など土地上に人工的に設置された物）が壊れて他人や物を傷つけた場合に、その工作物の「設置または保存」に**瑕疵**（＝通常備えるべき安全性を欠くこと）がある場合には、持ち主（所有者）やそれを管理していた人（占有者）に**損害賠償責任**が発生するという、法律上の特別な責任です。民法には、災害が起きた場合にこの責任が免除されるという規定はありません。

○瑕疵の有無は、所有者や占有者の故意・過失に関わらず、客観的に判断されます。

○ただし、仮に瑕疵があったとしても、通常予想を超えるような大災害の場合には、**不可抗力**であるとして、責任が否定される余地もあります。また、損害の発生について、他の事情も原因として考えられる場合には、瑕疵と損害発生との間に**因果関係**が認められないとして、責任が否定される場合もあります。

令和6年1月19日作成

令和6年能登半島地震に関するQ&A



法テラスは国が設立した公的な法人です。

法テラスでは、令和6年能登半島地震の被災者の方を対象に、**弁護士・司法書士による無料法律相談**を実施いたします（事前予約制 予約可能時間は平日 午前9時から午後5時まで）。

また、今般の災害に関する法的トラブルでお困りの方に法制度や相談窓口を無料でご案内いたします。

ご予約・お問い合わせ

法テラス災害ダイヤル
(通話料・利用料無料)

おなやみレスキュー

☎ 0120-078309

平日 9:00~21:00
土曜日 9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

他にも、多くのQ&Aを
ホームページで公開しています
法テラス・ホームページは
こちらから >>
<https://www.houterasu.or.jp>

